

条	改正前	条	改正後
	【個人情報の取扱いに関する規約】		【個人情報の取扱いに関する規約】
	私(以下「 <u>会員等</u> 」といいます。) <u>は</u> 、株式会社新生銀行(以下「銀行」といいます。)のカードローン「新生銀行スマートカードローン プラス」を申込みの際に、本申込みにかかる <u>会員等</u> の個人情報について、個人情報保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、銀行および新生フィナンシャル株式会社(以下「保証会社」といいます。)が下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します。なお、本申込みに基づき契約(以下「本契約」といいます。)が成立した場合にも、 <u>銀行および保証会社が同様に</u> 下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します。		私は、株式会社新生銀行(以下「銀行」といいます。)のカードローン「新生銀行スマートカードローン プラス」を申込みの際に、本申込みにかかる <u>私</u> の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、銀行および新生フィナンシャル株式会社(以下「保証会社」といいます。)が下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します。なお、 <u>私は、銀行および保証会社が、①本申込みに基づき契約(以下「本契約」といいます。)が成立した場合(本契約の終了後および解約後も含みます。)</u> にも、 <u>本申込みにかかる個人情報を、また、②本契約が不成立の場合であっても、その理由のいかんを問わず、本契約にかかる申込みをした事実に関する個人情報を、</u> 下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します(<u>以下、本契約にかかる申込みを行う者を「会員等」といいます。)</u> 。
第 3 条	会員等は、銀行および保証会社が保護措置を講じた上で、個人情報を以下に定める事項に利用・提供することに同意します。 (1) 第 1 条(1)記載の利用目的を達成するため銀行および保証会社の業務を第三者に委託する場合に、当該業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。 (2) 会員等が所在不明または病気、意識不明等の障害を受けた事 <u>が</u> 銀行および保証会社の調査により確認された場合に、 <u>関係法令の許す範囲で、</u> 銀行の裁量により、会員等の親族等適切な範囲の関係者に対し、要請のあった会員等の第 1 条(2)(b)契約情報および(c)取引情報の全部または一部を開示すること。	第 3 条	会員等は、銀行および保証会社が保護措置を講じた上で、個人情報を以下に定める事項に利用・提供することに同意します。 (1) 第 1 条(1)記載の利用目的を達成するため銀行および保証会社の業務を第三者に委託する場合に、当該業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。 (2) 会員等が所在不明(<u>会員等が住所変更等の届出を怠るなど連絡が取れない状態を含みます。)</u> または病気、意識不明等の障害を受けた事を銀行 <u>または</u> 保証会社の調査により確認した場合に、銀行 <u>または保証会社</u> の裁量により、会員等の親族等適切な範囲の関係者に対し、要請のあった会員等の第 1 条(2)(<u>a</u>) <u>属性情報</u> 、(b)契約情報および(c)取引情報の全部または一部を開示すること。
第 10 条	銀行および保証会社は、会員等が本契約に必要な記載事項(本申込書で申込者が記載すべき事項)の記入を希望しない場合および本規約に同意しない場合には、本契約をお断りすることがあります。但し、第 1 条(1)①(j)(k)および同条(1)②(f)(g)、 <u>第 14 条、第 15 条</u> の目的による個人情報の利用、ならびに第 2 条(2)に基づく第三者提供および第 2 条(3)に基づく共同利用に限り、これに同意しない場合でも、銀行および保証会社はこれを理由に本契約の締結をお断りすることはありません。	第 10 条	銀行および保証会社は、会員等が本契約に必要な記載事項(本申込書で申込者が記載すべき事項)の記入を希望しない場合および本規約に同意しない場合には、本契約をお断りすることがあります。但し、第 1 条(1)①(j)(k)および同条(1)②(f)(g)、 <u>第 13 条</u> の目的による個人情報の利用、ならびに第 2 条(2)に基づく第三者提供および第 2 条(3)に基づく共同利用に限り、これに同意しない場合でも、銀行および保証会社はこれを理由に本契約の締結をお断りすることはありません。
第 11 条	<u>(契約の不成立)</u> 会員等は、本契約が不成立の場合であっても、その理由のいかんを問わず、本契約にかかる申込みをした事実に関する個人情報が銀行および保証会社によって利用されることに同意します。	第 11 条	<u>(削除)</u>
第 14 条	<u>(電子媒体利用に関する同意)</u> (1) 会員等は、適用法令(法律、政令、省令、ガイドライン、およびそれらの改正を含みます。)により認められる最大限の範囲において、当該適用法令の書面の交付を要求する条項に規定された書面の交付および通知その他の銀行および保証会社の行為が、電子媒体を利用して提供されることに同意します。 (2) 銀行および保証会社が行う会員等への書面交付および通知その他の行為は、会員等が本契約の際に銀行および保証会社に提出した e メールアドレス(e メールアドレスを変更した場合も含みます。)に銀行および保証会社が送信した時に有効に完了したものとします。銀行および保証会社は、当該書面交付および通知その他の行為が、会員等の行為に起因して第三者に送付された場合でも、それについて一切の責任を負わないものとします。 (3) 会員等は、いつでも銀行および保証会社宛に銀行および保証会社所定の方法で申し出ることにより、電子媒体を利用しない方法で当該書面交付および通知その他の行為を受けることを選択できます。	第 14 条	<u>(削除)</u>

<p>■個人情報の取扱いに関する窓口 (1)株式会社新生銀行 コンシューマーファイナンス部 お客様相談室(個人情報担当) TEL:0120-019-711 (受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く) ホームページ http://lake.jp</p> <p>●個人情報管理責任者 コーポレートスタッフ部門 部門長 <u>連絡先は、上記「個人情報の取扱いに関する窓口」に準じます。</u></p> <p>(2)新生フィナンシャル株式会社 お客様相談室(個人情報担当) TEL:0120-019-208 (受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く) ホームページ http://shinseifinancial.co.jp</p> <p>●個人情報保護管理者 コーポレートスタッフ部門 部門長 <u>連絡先は、上記「個人情報の取扱いに関する窓口」に準じます。</u></p> <p>■個人情報取扱事業者 株式会社新生銀行 新生フィナンシャル株式会社</p>	<p>■個人情報の取扱いに関する窓口 (1)株式会社新生銀行 コンシューマーファイナンス部 お客様相談室(個人情報担当) TEL:0120-019-711 (受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く) ホームページ http://lake.jp</p> <p>●個人情報管理責任者 コーポレートサービス担当 <u>総括担当役員</u></p> <p>(2)新生フィナンシャル株式会社 お客様相談室(個人情報担当) TEL:0120-019-208 (受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く) ホームページ http://shinseifinancial.co.jp</p> <p>●個人情報保護管理者 コーポレートスタッフ部門 部門長</p> <p>■個人情報取扱事業者 株式会社新生銀行 新生フィナンシャル株式会社</p>
<p><u>2015年11月1日</u></p>	<p><u>2017年2月16日改正</u></p>
<p>登録 No. 10341 <u>16.01</u></p>	<p>登録 No. 10341 <u>17.02</u></p>

条	改正前	条	改正後
	【カードローンの取扱いに関する規約】 (一般規約)		【カードローンの取扱いに関する規約】 (一般規約)
第1条	(会員) (1) 会員とは、本契約の申込みに際して、銀行および保証会社の「個人情報の取扱いに関する規約」にあらかじめ同意し、本契約の内容及び条件(銀行のホームページ上で本契約の申込みを行う場合の画面上に表示される「Web契約内容」に記載される内容及び条件、または郵送で本契約の申込みを行う場合の「新生銀行スマートカードローン プラスお申込に際しての重要事項に関する説明書」に記載される内容及び条件をいい、以下「本契約事項」といいます。)ならびに本規約記載の内容を承認のうえ、銀行に対して本契約の申込み(電磁的方法による申込みを含みます。以下同じ。)をし、銀行が同申込みを承認(電磁的方法による承認を含みます。以下同じ。)した方とします。 (2) 本契約は、銀行が申込みを承認したときに成立し、本契約に基づく貸付けに係る契約は、取引(貸付等)を行ったときに成立するものとします。	第1条	(会員) (1) 会員とは、本契約の申込みに際して、銀行および保証会社の「個人情報の取扱いに関する規約」にあらかじめ同意し、本契約の内容及び条件ならびに本規約記載の内容を承認のうえ、銀行に対して本契約の申込み(電磁的方法による申込みを含みます。以下同じ。)をし、銀行が同申込みを承認(電磁的方法による承認を含みます。以下同じ。)した方とします。 <u>本契約の内容及び条件は、申込方法に応じて、以下に記載されます。</u> <u>①郵送により本契約の申込みを行う場合</u> <u>「基本契約兼保証委託契約事前説明書(スマートカードローン プラス)」「新生銀行スマートカードローン プラスお申込に際しての重要事項に関する説明書」</u> <u>②WEBにより本契約の申込みを行う場合</u> <u>画面上に表示される「Web契約内容」</u> (2) 本契約は、銀行が申込みを承認したときに成立し、本契約に基づく貸付けに係る契約は、取引(貸付等)を行ったときに成立するものとします。 (3) 本契約成立後、本契約の内容及び条件(以下「本契約事項」といいます。)は、会員に交付する「契約内容通知書」(電子媒体を利用して提供されたものを含みます。)にて確認できます。
第16条	(新設)	第16条	(外国 PEPs の申告) (1) 会員は、現在または過去において次の各項に定める外国 PEPs 等(外国政府等において重要な公的地位にある方)に該当するときまたは新たに該当することになったときは、直ちに書面、電話またはインターネット等によるデータ送信等の方法をもって、銀行に申告するものとします。 <u>外国において次のいずれかに該当する職にある方</u> <u>①外国の元首</u> <u>②我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職</u> <u>③我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職</u> <u>④我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職</u> <u>⑤我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職</u> <u>⑥我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職</u> <u>⑦中央銀行の役員</u> <u>⑧予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員</u> (2) 前項に該当する方の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。)、父母、子および兄弟姉妹ならびにこれらの者以外の配偶者の父母および子)に該当する方。
	<u>2015年11月1日</u>		<u>2017年2月16日改正</u>
	(カードローン規約)		(カードローン規約)
第8条	(充当順位) (1) 会員が返済を行う際、利息に充当されるべき金額は、当該返済日の直近の取引日までの期間に含まれる全ての貸付期間毎に前条の計算式に従って計算した各利息金額の未払額の合計とします。 (2) 会員は、会員が支払った返済金額が本契約に基づく債務全額に足りないときは、①本カードローン規約第12条で定める費用、②利息、③遅延損害金、④元金の順で充当されることに同意します。但し、銀行の判断により、元金に先に充当する場合があります。なお、かかる返済金額が会員が支払うべき利息金額に足りない場合、次回の返済時の返済金額は、かかる不足額から充当されることに同意します。 (3) 会員が銀行に本契約以外の契約に基づく借入債務を負担している場合、会員からの充当に関する指定のない限り、銀行は、通知なくして銀行が相当と認めた順序、金額により会員からの支払金を充当することができます。	第8条	(充当順位) (1) 会員が返済を行う際、利息に充当されるべき金額は、当該返済日の直近の取引日までの期間に含まれる全ての貸付期間毎に前条の計算式に従って計算した各利息金額の未払額の合計とします。 (2) 会員は、会員が支払った返済金額が本契約に基づく債務全額に足りないときは、①本カードローン規約第12条で定める費用、②利息、③遅延損害金、④元金の順で充当されることに同意します。但し、銀行の判断により、元金に先に充当する場合があります。なお、かかる返済金額が会員が支払うべき利息金額に足りない場合、次回の返済時の返済金額は、かかる不足額から充当されることに同意します。 (3) 会員が銀行に本契約以外の契約に基づく借入債務を負担している場合、会員からの充当に関する指定のない限り、銀行は、通知なくして銀行が相当と認めた順序、金額により会員からの支払金を充当することができます。 <u>(4) 会員が指定 ATM を利用して債務を返済した際に現金を取り忘れたと銀行が認めた場合、銀行は、前3項に従い、当該現金に相当する金額を銀行の認める順序および方法により当該会員の残債務の弁済に充当(以下「残債務充当」といいます。)できるものとします。但し、当該会員から当該現金の返還の要求があった場合、銀行は当該現金に相当する金額の金銭を当該会員に返還できるものとします。この場合、銀行は、残債務充当がなかったものとして取り扱い、当該返還に関して遅延損害金その他の一切の債務を負担しないものとします。</u>
	<u>2015年11月1日</u>		<u>2017年2月16日改正</u>
	登録 No. 10342 <u>15.11</u>		登録 No. 10342 <u>17.02</u>